

令和7年小布施町議会3月会議会議録

議事日程（第4号）

令和7年3月21日（金）午後2時30分開議

開議

諸般の報告

議事日程の報告

日程第 1 総務産業常任委員長報告

日程第 2 議案第 3 号 小布施町職員定数条例について

日程第 3 議案第 4 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第 4 議案第 5 号 小布施町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 6 号 小布施町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 7 号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 12 号 小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 13 号 小布施町水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 14 号 小布施町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 15 号 小布施町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第 22 号 令和6年度小布施町一般会計補正予算（第8号）について

日程第 12 議案第 25 号 小布施町基本構想について

日程第 13 社会文教常任委員長報告

- 日程第 14 議案第 1 号 小布施こども・子育て会議条例について
- 日程第 15 議案第 2 号 小布施町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第 16 議案第 8 号 小布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 9 号 小布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 10 号 小布施町心身障害児福祉年金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 11 号 小布施町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 23 号 令和 6 年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 21 議案第 24 号 令和 6 年度小布施町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 22 予算特別委員長報告
- 日程第 23 議案第 16 号 令和 7 年度小布施町一般会計予算について
- 日程第 24 議案第 17 号 令和 7 年度小布施町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 25 議案第 18 号 令和 7 年度小布施町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 26 議案第 19 号 令和 7 年度小布施町介護保険特別会計予算について
- 日程第 27 議案第 20 号 令和 7 年度小布施町水道事業会計予算について
- 日程第 28 議案第 21 号 令和 7 年度小布施町下水道事業会計予算について
- 日程第 29 議会報告第 1 号 社会文教常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 30 議会報告第 2 号 議会改革推進特別委員会最終報告
- 日程第 31 議会報告第 3 号 出納検査の報告
- 日程第 32 質問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについて
- 日程第 33 議案第 26 号 小布施町看護小規模多機能型居宅介護施設の指定管理者について

本日の会議に付した事件

議事日程のほか

追加日程第 1 社会文教常任委員長報告

追加日程第2 議案第26号 小布施町看護小規模多機能型居宅介護施設の指定管理者について

出席議員（13名）

1番	田 中 助 一 君	2番	村 中 容 君
3番	山 崎 博 雄 君	4番	小 倉 繩 君
5番	久保田 守 彦 君	6番	竹 内 淳 子 君
7番	関 良 幸 君	8番	寺 島 弘 樹 君
9番	中 村 雅 代 君	10番	福 島 浩 洋 君
12番	小 渕 晃 君	13番	関 悅 子 君
14番	小 西 和 実 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 宮 透 君	副 町 長 兼 企画財政課長	田 中 洋 友 君
教 育 長	山 崎 茂 君	総 務 課 長	須 山 和 幸 君
健康福祉課長	原 茂 君	住民税務課長	宮 川 伸 幸 君
産業振興課長	宮 崎 貴 司 君	建設水道課長	芋 川 享 正 君
子ども課長	益 満 崇 博 君	生涯学習課長	藤 沢 憲 一 君
監査委員	持 田 宏 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴 木 利 一 書 記 草 間 愉佳子

開議 午後 2時30分

◎開議の宣告

○議長（小西和実君） ご苦労さまです。

議員定数14名中、ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（小西和実君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

本日、町長より諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて、議案第26号 小布施町介護小規模多機能型居宅介護施設の指定管理者についてが提出されましたので、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎議事日程の報告

○議長（小西和実君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（小西和実君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、総務産業常任委員長報告を行います。

総務産業常任委員会に付託されました日程第2、議案第3号から日程第12、議案第25号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

中村総務産業常任委員長。

[総務産業常任委員長 中村雅代君登壇]

○総務産業常任委員長（中村雅代君） 総務産業常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

3月11日午前9時から公民館講堂において、委員6名中6名の出席と委員外議員多数の出席を得て、総務産業常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、3月会議で付託された議案第3号 小布施町職員定数条例について、議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案第5号 小布施町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について、議案第6号 小布施町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、議案第7号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、議案第12号 小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例の一部を改正する条例について、議案第13号 小布施町水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第14号 小布施町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、議案第15号 小布施町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議案第22号 令和6年度小布施町一般会計補正予算（第8号）について、議案第25号 小布施町基本構想についてであり、慎重に審査いたしました。

はじめに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第3号についての質疑として、職員の定数配分は、課ごとにその都度任命権者が定めるという理解でよいか。

職員定数は、現状を見て上限145人で足りるという理解でよいか。

近隣の類似町村と比較した当町の状況は。

仕事量が一部に偏ってしまうことが懸念されるが、配置バランスはどう考えているのか見解は。

職員定数の見直しに当たり、各任命権者の議長、教育長との協議の有無は等の発言がありました。

議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号についての質疑はありませんでした。

議案第12号についての質疑として、ハザードマップにおける住居制限部分との整合性についてどう考えているか見解は。

軟弱地盤に垂直避難の建物をつくることに対してどう考えているか見解は等の発言があり

ました。

議案第13号、議案第14号、議案第15号についての質疑はありませんでした。

議案第22号についての質疑として、重点加速化事業、公会堂屋根上太陽光・蓄電池導入工事の予定件数は。

消防運営費退職報償金の内容は等の発言がありました。

議案第25号についての質疑として、人口を維持していく方策についての考えは。

空き家の流動化は今後どのような方針で進める予定であるか。

基本構想の町民への周知方針は。

人口ビジョンの目標値は10人、100人単位とするのが分かりやすいと考えるが見解は。

今年10月に行われる国勢調査により結果が出るため、しっかりとした人口推計が必要と考えるが見解は等の発言がありました。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すために、3月17日に委員6名中6名の出席と委員外議員多数の出席を得て会議を開き、討議を行いました。

議案第3号については、議会事務局職員が議会での要望人数と差異が生じていることは残念であるとの発言がありました。

議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第22号についての意見はありませんでした。

議案第25号については、基本構想は総合計画に位置づけられた中の基本構想であり、これ 자체を議案とすることに違和感を感じる。

基本構想のみで総合計画について責任を持って町民に示せる形としてふさわしいか疑問である。

本来は基本計画を議決事件に入れて議会が説明できるようにしておくべきであると考えるが、議決事件でないことは不満であるとの発言がありました。

討論を省略して、採決の結果、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第22号及び議案第25号は全員挙手で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業常任委員長報告といたします。

令和7年3月21日、総務産業常任委員長、中村雅代。

○議長（小西和実君） 以上で、総務産業常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（小西和実君） これより、一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって、質疑を終結いたします。

次に、議案第3号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第3号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第4号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第5号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第6号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第7号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第12号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第13号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第14号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第15号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第22号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第25号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（小西和実君） 日程第13、社会文教常任委員長報告を行います。

社会文教常任委員会に付託されました日程第14、議案第1号から日程第21、議案第24号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。関社会文教常任委員長。

〔社会文教常任委員長 関 良幸君登壇〕

○社会文教常任委員長（関 良幸君） 社会文教常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

3月12日午前9時から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、社会文教常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、3月会議で付託された議案第1号 小布施町こども・子育て会議条例について、議案第2号 小布施町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、議案第8号 小布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第9号 小布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第10号 小布施町心身障害児福祉年金条例の一部を改正する条例について、議案第11号、小布施町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第23号 令和6年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、議案第24号 令和6年度小布施町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであり、慎重に審査いたしました。

はじめに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第1号についての質疑として、こども・子育て会議の委員の公募方針とアンケート実施の考えは。

こども・子育て会議の臨時委員の役割についてどう考えているか。

こども・子育て会議の委員に置くことができる臨時委員は、参考人として規定したほうがよいと考える。

様々な方々から意見をいただきたいという場合はどうするのか、見解は。

こども支援計画について掲載する詳細内容は。

組織体制など、今後どのように推進していくのか考えは等の発言がありました。

議案第2号についての質疑として、最低限の基準を定めるということであるが、町内の保育施設は確実にクリアできているという認識でよいかの発言がありました。

議案第8号についての質疑はありませんでした。

議案第9号についての質疑として、栄養士免許を有さない栄養管理士の内容はの発言がありました。

議案第10号、議案第11号、議案第23号及び議案第24号についての質疑はありませんでした。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すために、3月17日に委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て会議を開き、討議を行いました。

議案第1号、議案第2号、議案第8号についての発言はありませんでした。

議案第9号については、今回の条例改正は、栄養士免許を有さない管理栄養士でも可とするなど、要件を緩和している内容であるが、これのみでなく、しっかりとした人員確保のための施策を別にとつていかなければならないと感じる。

上位法による緩和措置を図ってきたと認識するが、国においても引き続き人材確保に尽力してほしいと考えるとの発言がありました。

議案第10号、議案第11号、議案第23号及び議案第24号についての発言はありませんでした。

討論を省略して、採決の結果、議案第1号、議案第2号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第23号及び議案第24号は全員挙手で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、社会文教常任委員長報告といたします。

令和7年3月21日、社会文教常任委員長、関 良幸。

○議長（小西和実君） 以上で、社会文教常任委員長からの報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（小西和実君） これより、一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって、質疑を終結いたします。

次に、議案第1号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第1号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第2号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第8号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第9号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第10号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第11号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第23号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第24号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎予算特別委員長報告（議案）

○議長（小西和実君） 日程第22、予算特別委員長報告を行います。

予算特別委員会に付託されました日程第23、議案第16号から日程第28、議案第21号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、委員長の審査報告を求めます。

福島予算特別委員長。

[予算特別委員長 福島浩洋君登壇]

○予算特別委員長（福島浩洋君） 予算特別委員会における審査の経過及び結果の報告をいたします。

3月17日午前10時から公民館講堂において、委員12名中12名の出席を得て予算特別委員会を開きました。

会議に付した案件は、3月会議で付託された議案第16号 令和7年度小布施町一般会計予算について、議案第17号 令和7年度小布施町国民健康保険特別会計予算について、議案第18号 令和7年度小布施町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第19号 令和7年度小布施町介護保険特別会計予算について、議案第20号 令和7年度小布施町水道事業会計予算について、議案第21号 令和7年度小布施町下水道事業会計予算についてであり、令和7

年度一般会計及び特別会計等の予算については、予算特別委員会2日間の日程を設置し、議案第16号については第1及び第2日程それぞれに、議案第17号、議案第18号、議案第19号は第2日程に、議案第20号及び議案第21号は第1日程において審査を行いました。

3月17日の予算特別委員会において、付託された案件を審査しました。

これらをまとめたものを報告させていただきます。

議案第16号についての発言の主なものは、新しい地方経済・生活環境創生交付金の詳細内容は。

災害気象情報等配信システム稼働の予定時期は。

おぶせミュージアムの休館日を設けた経過と働き方改革との関連性の有無は。

おぶせ交流館使用料が昨年度比で100万円ほど減少しているが根拠は。

六斎舎利用負担金が大幅減額となった要因は。

六斎舎の一部を待合室とするということであるが、今後も店舗としての利用はないという理解でよいか。

一部事務組合交付税等配分金の詳細内容は。

小布施ふるさと応援寄附金が昨年度と同額となったことについて疑問を感じるが見解は。

小布施ふるさと応援寄附金についての今後の取組は、年々レベルアップしたものを望むが見解は。

現状の部活動指導員の有無は。

画狂人北斎公演に伴い、見積もった公演数と入場者数は。

人件費が昨年比9,000万円、6.2%増となった要因と今後の見込みは。

寒冷地手当の撤廃についてどう考えているか、見解は。

情報政策推進事業の現状と今後どう推移していくか、見解は。

官学協働事業の詳細内容と今後の展開は。

未来構想カレッジ委託の詳細内容と今後の事業にどうつなげていくか、見解は。

解体予定の青少年山の家は、古民家再生で販売するなどで再利用の可否は。解体後の跡地の利用計画は。

起業支援金100万円の想定人数は。

他事業の補助事業と比較し、手厚い補助となっているが見解は。

地方創生推進事業における土地の借上げ場所は。

U I J ターン就業・創業移転支援事業の詳細内容と効果についての見解は。

まちづくり委員会各部会における今後の活動内容の検討状況は。

少子化対策補助金・結婚新生活支援補助金の詳細内容は。

行政改革推進委員会の次年度会議の予定案件と回数は。

借地料を減らしていく取組の中で、購入に向けての交渉の有無と現借地契約期間の現状は。

男女共同参画基本計画策定に伴う委託内容と委託先は。

おぶせ生活応援券の詳細内容は。

住宅・建築物耐震改修事業における耐震診断件数を見込んだ内容は。

フローラルガーデンおぶせにおける入園料収入がないが、今後の運営における収入部分についての考えは。

農地対策費、小布施土地改良区事業986万円のうち、畑かん電磁弁整備における見込額は。

フラワーセンター管理費、育苗施設整備工事の詳細内容は。

地域計画目標地図更新委託における詳細内容は。

土地改良区事業などの各補助事業における補助率基準規定の有無は。

木質バイオマス燃料導入における運用状況は。

ブランド戦略事業、長野県農産物等輸出事業者協議会の活動状況は。

フローラルガーデンおぶせの町民への無料開放など有効利用についての考えは。

今回のシャトルバスの運行計画に至った経緯と今後の周知方針は。

観光案内事業、JR東日本「旅する北信濃」委託の内容は。

観光施設管理費、公衆トイレ管理負担金の内容は。

前年度に実績のない起業者支援事業費を計上した根拠は。

町事業の道路新設等用地取得に伴う登記事務委託の現状は。

地籍調査が今後100年計画となると長過ぎると認識するが見解は。

通信指令台更新に伴う該当区域は。

消防業務委託費が補正を含め8,000万円減となっているが要因は。

消防小布施分署建設に伴う負担金の今後の予定は。

職員の採用見込数と退職見込数の内訳は。

みすみ草の来年度中の移転計画の有無は。

みすみ草の現在の利用者数は。

自立支援給付事業、高額障害児給付費の詳細内容は。

高齢者等タクシー利用の実績と免許返納者の実態は。

児童福祉総務費、システム使用料の詳細内容は。

自立支援給付事業の給付金対象者は。

在宅福祉サービス事業費、障害児通所通園交通費給付金と障害者支援施設等通所交通費給付金の福祉タクシー券との関連性は。

つすみ保育園建て替えに向けての審議状況は。

使用済みおむつラミネートボックスの導入に至った経緯は。

会計管理費、公会計アドバイザリー業務委託料の業務内容は。

公会計アドバイザリー業務委託の廃止の考えは。

今後のエンゼルランドセンターの土日開設についてどう考えているか。

おぶせスタディ事業の経緯と今後の活動予定は。

母子保健事業における母子手帳の電子化に伴う紙媒体の継続の有無は。

環境総務費、空き家等対策協議会の委員構成と詳細内容は。

協議会設置に伴う条例制定の必要性の有無は。

各公衆トイレの清掃委託の該当施設は。

プラスチック処理委託における収集種別の詳細は。

住宅用太陽光関連施設導入促進事業補助の件数と本年度の執行状況は。

ゼロ・ウェイスト推進支援委託における堆肥化や炭化の取扱いの有無は。

マイクログリッド構築デザインビルドの詳細内容は。

事業所用太陽光関連設備導入促進事業の予定対象件数と詳細内容は。

小・中学校の教科学習支援事業の対象となる定義は。

小・中学校における環境整備の詳細内容は。

小・中学校体育館の冷暖房設備の現状と今後の整備方針は。

外国語指導助手（A L T）2名が担当している学年の教鞭時間のマスの詳細は。

小・中学校における医療的ケアが必要な人数は。

学校給食費補助の今後の予定と財源確保の考えは。

保育士配置基準変更後の配置はどうなるのか、詳細は。

中学校管理費におけるスクリーン等整備の有無は。

電子教科書導入などIT化に向けての今後の動向は。

電子黒板の導入についての考えは。

図書館管理費、講師謝礼555万8,000円の事業詳細内容は。

高井鴻山記念館やおぶせミュージアムの高額な土地借上料について、行政改革推進委員会の答申を受けて教育委員会として今後どう考えているか、見解は。

文化振興事業と保健体育総務費の社会教育活動事業補助金の詳細内容は。

町の主催とすると、委託料として支出すべきと考えるが見解は等の発言がありました。

議案第17号についての質疑はありませんでした。

議案第18号についての発言は、後期高齢者医療保険料は昨年度と比較し約1,600万円増加した要因は等の発言がありました。

議案第19号について、質疑の主なものは、今後の介護保険料の見直しの考え方について見解は等の発言がありました。

議案第20号について、質疑の主なものは、料金改定に向けての今後の取組予定は等の発言がありました。

議案第21号について、質疑の主なものは、千曲川の氾濫と内水氾濫の相違点と住民への周知についての考えは等の発言がありました。

以上が本委員会に付託された議案の質疑内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

これらの議案について、慎重審査をするために討議を行いました。

議案第16号について、討議の主なものは、交通災害共済の掛金や学校給食の補助は、段階的に無償化を目指すということであり、行政負担が増えていくと認識する。特に交通災害共済については完全な給付事業となるが、加入申込書が出なくなるなど危惧される、転出者や加入しない人への要望など、丁寧に対応していく必要がある。

公費負担になるということで、基本的には賛成である。

今回の予算書は分かりやすくなっていると認識するが、今回から予算概要資料の様式が変更されており、分かりづらい面も見受けられたため、要望していきたいと考える。

今後は予算書がPDF化され、住民の皆さん目の目に入るようになることが予想されるため、住民に分かりやすい表現の仕方など再度精査してほしいと考える。

議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号についての発言はありませんでした。

議案第21号について、討議の主なものは、長期的な展望に立った予算立てとなっているのか、はっきりしないところが反省である。下水道管など現状の施設をしっかりと把握した上で今後の施設維持管理において必要となる下水道料金は、しっかり議論できる体制を組んでいかなければならないと考える。

今後予想される下水道料金の値上げは、急激な料金引上げは住民にとって不安であり、き

ちんと説明できる体制を願いたい。

討論を省略して、採決の結果、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号及び議案第21号は全員挙手で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、3月12日の予算特別委員会第2日程の終了後において、令和7年度予算を全議員により検討を行いました。結果、令和7年度への予算要望書のとおり、特に公共施設の土地借地料については早急に協議、交渉を行い、確かな結果に結びつけていただくよう願う旨、再確認したところあります。

以上、予算特別委員長報告といたします。

令和7年3月21日、予算特別委員長、福島浩洋。

○議長（小西和実君） 以上で、予算特別委員長報告が終わりました。

◎予算特別委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（小西和実君） これより、一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって、質疑を終結いたします。

次に、議案第16号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第16号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第17号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第18号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第19号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第20号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第21号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎社会文教常任委員会所管事務調査報告

○議長（小西和実君） 日程第29、議会報告第1号 社会文教常任委員会所管事務調査報告を行います。

事務職員から朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（小西和実君） 以上で、朗読が終わりました。

続いて、社会文教常任委員長から報告を求めます。

関社会文教常任委員長。

[社会文教常任委員長 関 良幸君登壇]

○社会文教常任委員長（関 良幸君） 社会文教常任委員会は、去る令和5年6月13日の委員会において所管事務調査事項を議決しました。その際、調査テーマを小布施町の住民の健康増進について等に決定し、調査期間は委員会任期末までとし、調査を開始しました。このたび、本テーマについて委員会として取りまとめましたので、報告いたします。

報告書の調査の経過について、調査日などは割愛します。

2ページの中段、国保データからでは、国保加入者が町民に占める割合はおおむね20%程度であること、しかし、70歳から74歳までの年代別では、その年代に占める割合は73.9%、おおむね4分の3に当たることが分かりました。

また、死因から見ると、1位ががん、2位が老衰、3位が心疾患であり、この上位に占める傾向は、おおむね国・県でも同様であることが分かりました。

4ページでは、国民健康保険の特定健診の受診率は、毎年40%台となっています。

5ページ中段からは、提言をまとめました。最初に、岩手県花巻市（大迫町）等の例を紹

介し、具体的な提言は6ページからになります。

提言は3つになります。ターゲットは高血圧対策です。個人が健康意識に目覚め、継続的な取組となるためには、先行投資の形で血圧計やスマートウォッチなどの導入が有効であること、勧めを終えた後は国民健康保険に加入することから、国保加入者だけでなく、町民全體を対象とした若いうちからの健康増進への取組が重要であることとしました。

これらの取組を進める上で、検討していただきたい5つの事項を6ページ下段からまとめました。

1つ、「健康都市宣言」等の宣言をし、健康づくりの機運を高めること、2つ、全町民の健康増進の根拠となる条例の制定が必要なこと、3つ、健康になるため、維持するための運動が大切であること、4つ、保健福祉委員の活動の活性化が必要であること、5つ、国保の健診受診率を向上させなければならないこととなります。

最後に、お忙しい中、保健師の皆さんや所管の係長、課長の皆さんとお話をさせていただき、資料等も提供いただけたことなど、ご協力に感謝いたします。この提言が町民の皆さんのために活かされるよう、また、現場の声が活かされるよう要望して、報告といたします。

令和7年3月21日、社会文教常任委員長、関 良幸。

○議長（小西和実君） 以上で、社会文教委員長からの報告が終わりました。

これをもって、社会文教常任委員会所管事務調査報告を終わります。

◎議会改革推進特別委員会最終報告

○議長（小西和実君） 日程第30、議会報告第2号 議会改革推進特別委員会最終報告を行います。

事務職員から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小西和実君） 以上で、朗読が終わりました。

続いて、議会改革推進特別委員長から報告を求めます。

田中議会改革推進特別委員長。

〔議会改革推進特別委員長 田中助一君登壇〕

○議会改革推進特別委員長（田中助一君） それでは、ご報告申し上げます。

最初の議会報告第2号のページをめくっていただきまして、その次のページになります。

議会改革推進特別委員会調査報告書（答申）であります。

本特別委員会に諮問された調査事件について、予算化が進む項目や現在議論が続く項目等の調査結果を別紙のとおり、議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

本特別委員会は、下記の諮問に対し、別紙の答申を行い、特別委員会の役割を終えます。

今後さらに高い水準の議会改革を求め、この改革を引き継ぐ議会改革推進会議がますます議会改革の流れを盛り上げ、議会活性化に貢献し、住民福祉の増進に力となることを期待したいと思います。

令和7年3月21日、議会改革推進特別委員会委員長、田中助一であります。

内容につきましては、その次のページになります。

まず、別紙の議会改革推進特別委員会答申書をご覧いただきたいと思います。

答申事項別に4つの項目についてまとめてあります。概略を申し上げます。

諮問事項1の議会運営機能の向上に関する事項です。この中では、大きく3つの内容についてまとめております。

1ページ目でありますが、（1）一般質問の拡張になります。

一般質問のカテゴリーを広げ、追跡質問と委員会代表質問を追加することとしております。

内容、それから必要な措置については記載のとおりですので、省略をさせていただきます。

以下、同様に報告申し上げます。

中段、（2）につきましては、委員会の機能強化であります。

小布施町議会は委員会制を採用しております。委員会の機能を充実してこそ議会活動の活性化のためには必要としたところであります。

また、政策形成サイクルを意識した議会運営の研究では、総合計画の達成目標（KPI）等を参考に政策形成サイクルを意識することで系統立った評価を行うとしております。

2ページの中段をお願いいたします。

同時に、学識経験者の知見を活かすことで、より充実した議会の審査が行われることを期待しております。

その下になりますが、これはまだ決定段階になっておりませんが、委員会組織の見直しに取り組んでおります。また、所属する委員の決定方法についても検討をしております。

2ページ目の一番下になります。

議会改革の継続であります。本答申をもちまして、現在の特別委員会は委員会としての役

割を終えます。しかし、今後も継続して議会改革を進めることで一致しております、議会基本条例に定めます議会改革推進会議に移行する予定であります。

3ページ中段をご覧ください。

(3) は、タブレットの導入、デジタル化の推進であります。

今後予算書、決算書を含む議案のデジタル化を進め、タブレットを使った議案審査に移行していく予定です。これによりまして、議案作成の職員負担を軽減するほか、印刷費の削減、議案公開による住民の皆さんへの情報提供に努めてまいります。

諮問事項の1、議会運営機能の向上に関する事項については以上となります。

次に、3ページの下段をご覧ください。

諮問事項2の議員の質の向上に関する事項であります。

勉強会の実施となります。最初に初当選議員に対する研修では、議会制度の理解を深めとしております。また、町の施設についても視察を行うとしております。

2つ目は、所管事務等に関する研修と勉強会です。より深い議案審査ができるこを目指してまいります。

4ページをご覧ください。

諮問事項3、議会事務局の対応力向上に関する事項になります。

特に委員会活動に関わり資料の収集、それから、調査機能の向上を求めております。

最後に、4ページの中段をご覧ください。

諮問事項4、その他の議長が諮問する事項となります。

この中では、エアコンの導入等、音響機器の改修調査、議員定数、議員報酬、議員の成り手不足の検討を上げております。はっきりとした庁舎建て替えの時期は示されておりませんが、マイクログリット構築の説明の経過から、20年は庁舎を使い続けることが議会に説明されております。このことから、エアコンのない状況が長く続くことが予想されること、議場を避難所として使った経過があること、議場の音響の老朽化など、様々な要因を検討し、議場の改修を含むエアコン等の導入を検討するとしたものであります。

また、議員定数、議員報酬、議員の成り手不足の検討につきましては、まさに検討中のままの答申となっております。

5ページの上段になりますが、議員報酬の検討状況から、ある程度の考え方を示しております。議員定数と議員報酬は別に考えることが適当であるということが全国議会議長会から示されております。それについて検討を進めております。

検討中のため、詳しい内容については説明を省略いたします。記載の事項をご覧いただきたいと思います。

6ページをご覧ください。

こちらの協議の結果については、記載のとおりでございますので、割愛をさせていただきます。

以上、答申内容を報告いたしました。

なお、議会改革は、先ほど申し上げましたとおり、今後の活動は議会改革推進会議に引き継がれます。ますます議会改革の進むことを期待し、1年半にわたる活動にご参加いただきました委員各位及び委員外議員の皆さんに感謝申し上げまして、報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小西和実君） 以上で、議会改革推進特別委員長からの報告が終わりました。

これをもって、議会改革推進特別委員会最終報告を終わります。

◎出納検査の報告

○議長（小西和実君） 日程第31、議会報告第3号 出納検査の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小西和実君） 以上で、朗読が終わりました。

続いて、監査委員から報告を求めます。

持田監査委員。

〔監査委員 持田 宏君登壇〕

○監査委員（持田 宏君） それでは、例月出納検査の結果に関する報告をいたしますので、2ページ、3ページをご覧ください。

検査の概要です。

検査の対象としましては、令和6年11月分、12月分、令和7年1月分の次の各会計基金等に関わる現金、預貯金等の出納の保管状況、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、下水道事業会計、基金繰替金、町県民税、歳入歳外出現金、指定金融機関担保金、一時借入金。

検査の実施日ですが、令和6年12月26日、令和7年1月27日、令和7年2月25日。

検査手続ですが、検査の対象となった現金等の出納について、会計管理者から提出された資料と各金融機関の預貯金及び関係帳簿、証拠書類等の照合、その他通常実施すべき検査を行いました。

2番、検査の結果です。

令和6年11月26日現在、12月30日現在及び令和7年1月31日現在における現金、預貯金及び会計管理者から提出された収支計算書、その他の資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

なお、各会計別の現金の出納状況及び基金明細は、次のページからのとおりでございます。

令和7年3月21日、小布施町監査委員、持田宏、同じく監査委員、関 悅子。

以上です。

○議長（小西和実君） 以上で、監査委員からの報告が終わりました。

これをもって、出納検査の報告を終わります。

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（小西和実君） 日程第32、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

大宮町長。

[提案理由説明]

○議長（小西和実君） 以上で、説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入れます。

本案に対する議会の意見として、これを適任とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小西和実君） 全員起立であります。

よって、諮問第1号に対する意見は、これを適任とすることに決定いたしました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小西和実君） 日程第33、議案第26号 小布施町介護小規模多機能型居宅介護施設の指定管理者についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

原健康福祉課長。

[提案理由説明]

○議長（小西和実君） 以上で、議案第26号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第26号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、社会文教常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第26号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、社会文教常任委員会へ付託することに決定いたしました。

ただいま社会文教常任委員会へ付託しました議案第26号について、社会文教常任委員会を開会し、審査をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 4時45分

○議長（小西和実君） 再開いたします。

◎日程の追加

○議長（小西和実君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま社会文教常任委員長から、先ほど委員会に付託しました案件に係る委員会審査報告書が提出されましたので、ご報告いたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました追加日程表のとおり、日程を追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、日程を追加いたします。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（小西和実君） 追加日程第1、社会文教常任委員長報告を行います。

社会文教常任委員会に付託されました追加日程第2、議案第26号について、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

関社会文教常任委員長。

[社会文教常任委員長 関 良幸君登壇]

○社会文教常任委員長（関 良幸君） 社会文教常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

本日午後3時50分から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、社会文教常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、議案第26号 小布施町看護小規模多機能型居宅介護施設の指定管理者についてであり、慎重に審査いたしました。

はじめに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第26号についての質疑の主なものとして、合併後における人事の組織体制等の考え方
は。

審査は事業の継続性についてのみの理解でよいか。

審査に当たっての進め方の詳細は。

現在合併先で行っている保育園事業の実態は。

合併後における今後の事業計画と事業縮小の有無はなどの発言がありました。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

暫時休憩後、慎重審査を期すために会議を開き、討議を行いました。

議案第26号については、合併の危機管理は問題ないと思われるため、賛成である。

審査については万全を尽くすべきであったと思う。

財産部分を見ても問題なく、賛成である等の発言がありました。

討論を省略して、採決の結果、議案第26号は全員挙手で、原案のとおり可決すべきものと
決定いたしました。

以上、社会文教常任委員長報告といたします。

令和7年3月21日、社会文教常任委員長、関 良幸。

○議長（小西和実君） 以上で、社会文教常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（小西和実君） これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって、質疑を終結いたします。

次に、議案第26号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は
ないものと認めます。

これより議案第26号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎散会の議決

○議長（小西和実君） 以上で、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

3月会議を閉じ、令和7年小布施町議会を散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、3月会議を閉じ、令和7年小布施町議会を散会することに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（小西和実君） ここで、町長から挨拶があります。

大宮町長。

[町長 大宮 透君登壇]

○町長（大宮 透君） 令和7年3月会議の散会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

3月会議に上程いたしました議案につきまして、本日提出の人事案件等も含め、慎重にご審議を賜り、いずれも原案のとおり議決をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

また、先ほど社会文教常任委員会における調査報告並びに議会改革推進特別委員会における最終報告ということで、非常に力の入ったご提案、ご提言をいただきましたので、町としてもこの内容をしっかりと把握させていただきまして、今後の町政運営に生かしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

第7次小布施町総合計画の基本構想につきましても、本日議決をいただきました。総合計画審議会委員の皆様をはじめとして、昨年から長期間にわたり慎重かつ丁寧なご議論、ご提言、そしてご審議をいただきました皆様にも、この場をお借りして心より感謝を申し上げます。

子育て、教育、福祉、産業、防災など、各分野の課題にしっかりと対応し、町民の皆様の安心・安全で豊かな暮らしをお守りできるよう、全力で取り組んでまいります。

そして、基本構想の将来像として掲げております「私たちがいきいきと暮らし、つながりの力で輝くまち小布施」を目指し、まちづくりを力強く進めてまいります。

今後予定している事業等について申し上げます。

国の令和6年度補正予算において、物価高騰や燃料費高騰の影響を受けた生活者や事業者の皆様を引き続き支援するために、重点支援地方交付金が追加交付されました。町民の皆さんにおぶせ応援券をお送りし、速やかに支援が行き届くよう、準備を進めてまいります。

我が国には豊かな自然風土や歴史に根差した多様な食文化があり、世代を超えて受け継がれ、その地域で長く愛されてきたものが数多くあります。文化庁では、このような食文化を100年フードと名づけて、自治体や団体などとともに継承していく取組を行っております。このたび、小布施の栗菓子文化と小布施丸なすおやきが100年フードの認定を受けました。今後、関係の皆様とともに、小布施ならではの食と農の文化の継承と発信に一層努めてまいります。

春には昨年に引き続き、山王島菜の花公園で、春のイベント太陽の丘マルシェを開催いたします。今年は桜の開花が例年よりも早い予想となっておりまして、それに合わせ、4月26日、27日、29日の3日間の開催を予定しております。見事に咲き誇る菜の花と桜堤の八重桜の鑑賞とともに、地元農産物の販売と町内外の企業、キッチンカーによる販売も楽しんでいただけるよう企画しております。

毎年、菜の花の管理と丁寧な手入れを行ってくださっている山王島自治会の皆さん、山王島黄金島の会の皆さんのご尽力に心より感謝を申し上げます。

小・中学校の卒業式や本日行いました認定こども園、各保育園の卒園式を終え、今年度の園や学校運営が区切りを迎えております。未来を担う小布施の子供たちの成長を支えていただきました各学校、各園の先生方や地域の皆様方、また、議員各位のご支援に心より感謝を申し上げます。

4月1日には、わかば保育園とつすみ保育園の入園式を、2日には認定こども園栗ガ丘幼稚園の入園式を行います。また、4日には栗ガ丘小学校と小布施中学校でそれぞれ入学式を行います。令和7年度も一人一人のお子さんが健やかに成長できるよう取り組んでまいります。

なお、今年度つすみ保育園建て替えなど、町立保育所等の在り方や整備の方向性を示す基

本構想案及び基本計画案の策定に向け、整備検討委員会の委員の皆様から様々なご意見を頂戴しています。令和7年度においても引き続き議論を深めるとともに、4月中には現在幼保等に子供たちを通わせています保護者の皆様を対象とした説明会を開くなど、幅広く様々なご意見を伺い、基本構想、基本計画の策定を進めてまいりたいというふうに考えております。

本会議及び委員会で議員各位からいただいたご意見、ご要望などにつきましては、今後十分に検討しまして、今後の町政運営に遺憾なきよう努めてまいります。

議員各位におかれましては、町発展に向け、ご健勝でご活躍いただくとともに、町議会のますますの発展をご祈念申し上げ、散会に当たっての挨拶とさせていただきます。

○議長（小西和実君） 以上で、町長の挨拶が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（小西和実君） これにて3月会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時55分